明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（内閣府・総務・文部科学一）　一
〔省　令〕
○地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令（総務九一）　二四
○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一六一）　一〇〇
○道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（国土交通七八）　一〇〇
〔告　示〕
○国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となる南スーダンにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等を指定する件の一部を改正する件（外務四〇七）　一〇五
○国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となる中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関与した者等を指定する件の一部を改正する件（同四〇八）　一〇九
○国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるコンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件の一部を改正する件（同四〇九）　一一五
○労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件（厚生労働三二七）　一一九
○高齢者の医療の確保に関する法律に基づく高齢者保健事業の実施等に関する指針の一部を改正する件（同三二八）　一三五
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する件（国土交通一〇二一）　一三六
〔官庁報告〕
国家試験
令和二年度ＩＴパスポート試験合格者（経済産業省）　一三七

府令・省令

○内閣府令・総務省令・文部科学省令第一号

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）の一部の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第五十七条第一項（同法第五十九条第七項において準用する場合を含む。）、第五十七条の三第一項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五第一項、第五十八条の二第一項（同法第五十九条の三第三項において準用する場合を含む。）、第百四十四条の二十四の二第一項及び第二項並びに第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年九月二十五日

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
文部科学大臣　萩生田光一